

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（規則七 一）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「印」を「注」に注ぎ、注を次のように改める。

注

1 「1 請求に係る子又は要介護者」欄について

「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が条例第7条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあつては、その事実）を記入すること。

「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出生予定日を記入し、「出産予定日」の「」に「印」を記入すること。

「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。

2 「2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄について

この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。

3 「3 請求に係る期間」欄について

子を養育するために早出遅出勤務を請求する場合には、当該請求に係る子が小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した以後の最初の3月31日以前の日を早出遅出勤務終了日として請求すること。

子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を深夜勤務制限終了日として請求すること。

4 「4 請求に係る早出遅出勤務の始業及び終業の時刻並びに当該時刻とする理由」欄について

この欄は、早出遅出勤務を請求する場合のみ記入することとし、始業及び終業の時刻は、あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻のうち、請求するものを記入すること。

様式第二号中「印」を「注」に注ぎ、注を次のように改める。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則様式第一号及び様式第二号と粗かなる改正前の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則様式第一号及び様式第二号とを併用紙で、粗かなる間、所定の調整をこつて使用することとする。